

道路維持補修体制(福岡県)の現状と課題

～超高齢化社会、労働量人口減少下の道路の安全・安心～

～地域の実情に応えることが、道路管理者に求められる管理水準～

報告者：山野 大輔(福岡県現業職員労働組合)

旧体制

○ 4 1 班 1 7 1 名体制「巡視班・維持業務班（トラック）」

道路巡視： 所管区域パトロール・歩道について歩行巡視

維持業務班： 苦情や応急処置、緊急対応の直営作業及び小規模設計業務

※ 2015年度に福岡県行政改革大綱に掲げられた「現業業務のアウトソーシングの推進」を背景に維持補修体制見直しの提案。具体的見直しにむけた労使協議・交渉を開始した。

新体制への見直しにむけた議論の軸

○ 高度経済成長期以降の道路施設・構造物の老朽化

- ・ 道路橋をはじめ、さまざまな道路構造物・施設の保守点検の重要性
 - ・ 維持管理に係る予算確保と優先順位
- ※限られた予算で安全・安心で効果的な維持管理。

○ 労働力人口の減少・社会情勢の変化。

- ・ 現業業務のアウトソーシング先が安定的に確保できるのか。
- ・ 農家の高齢化や地域コミュニティーの脆弱化により、住民道路利用者の苦情の多様化。
- ・ 小規模な工事発注時、交通誘導員が確保できていない実態。
- ・ 災害時の現場対応。

※現場→直営・委託。補修の優先順位など、常に判断を有する。

判断業務は行政にしかできない。維持管理に必要な知識や経験を現業職員は有している。

行政の人事の仕組み上、非現業職員は維持管理のみに精通できない。

○ 道路法第42条に基づく道路管理者の責務

- ・ 自治体によって、道路の維持管理の特性は異なる。（人口・道路交通量・山間部・離島など）地域の実情に応じて、適切な道路状況を保ち、安全・安心を提供できる体制。（他県との比較ではなく、自治体の管理水準に主体性をもつ）

旧体制の総括

- ・ 苦情件数が増加し、当初の委託に馴染まない業務（低単価工事や部分的な除草作業等）では、道路管理がまかなえていない実態や小規模設計業務の必要性を確認した。

道路巡回業務の民間委託

【委託した場合の問題点】

- ・ 業者や乗務員が変わり、道路管理に必要な目線・スキルが一定しない。
- ・ 歩道部（道路施設含む）の管理の重要性。着眼点や経験に基づき蓄積された道路情報がない。
- ・ 道路規制（警察）に係る道路管理者の関わり方。
- ・ 補修箇所に係る工事発注に必要な判断は委託業者に任せられない。



- 維持補修や道路規制に係り、現業職員が培った知識や経験が必要になる。
 - 派遣法による制約があるなかで、道路管理者が求める管理水準を如何に担保するか。
 - 道路巡視業務の委託により、管理水準を低下させない。（スピード感）
 - ※主務課による、委託業者を対象とした本庁研修（道路法、道路管理の目線や留意点など）
 - ※職場ごとの特性を踏まえた職場研修（OJT）について、現業職員が実施。
 - ※朝夕のミーティングで道路状況の共有と道路技術員のチェック機能。
 - ※民パトを含めた道路維持管理の検証・改善が必要。当面は単年度契約。
- （別紙：資料）



- 現業直営の巡視業務の精査
 - ・ 福岡県道路巡視要綱に沿った維持管理。（定期巡視・異常巡視など）
- 【点検対象物／最低年1回】
 - ・ 「標識（大型・警戒・路線など）・カーブミラー・道路照明」の台帳化。
- 【歩道巡視】
 - ・ 歩道の歩行巡視（DID内／月1巡 DID外月2巡）
 - ・ 安全柵や路面・側溝つまりの点検や建築限界物の撤去。
 - ・ 落下物や投棄物の回収など。
- 点検班業務と民間パトロール
 - ・ 施設点検を行いながら歩車道、のり面などを確認。維持管理に不足する目線や経過観察を含めた留意点を民間パトロールと共有。

現業直営作業「苦情数」

| 年度 | 業務内容 | 合計 | 年間合計 |
|------|-------|-------|-------|
| 2022 | 業務班対応 | 3,840 | 8,922 |
| | 巡回班対応 | 5,073 | |
| 2021 | 業務班対応 | 3,219 | 7,279 |
| | 巡回班対応 | 4,060 | |
| 2020 | 業務班対応 | 3,419 | 8,212 |
| | 巡視・巡回 | 4,793 | |
| 2019 | 業務班対応 | 2,572 | 6,267 |
| | 巡視・巡回 | 3,695 | |
| 2018 | 業務班対応 | 3,113 | 6,314 |
| | 巡視・巡回 | 3,201 | |
| 2017 | 業務班対応 | 3,125 | 6,260 |
| | 巡視班対応 | 3,201 | |
| 2016 | 業務班対応 | 3,046 | 5,663 |
| | 巡視班対応 | 2,617 | |

道の相談室「苦情数」

| 年度 | 相談件数 (県・市町村「政令除く」) | 2019比 |
|------|-----------------------|--------|
| 2022 | 4,289 | 179.9% |
| 2021 | 3,509 | 147.2% |
| 2020 | 3,004 | 126.0% |
| 2019 | 2,384 | |

現業直営作業

- 住民苦情や道の相談室からの通報、点検班や維持業務班が発見した補修案件など。
 - ※民間パトロールの見落とし。パトロールに必要な視界・視点の狭さ。
 - ※維持管理予算の不足。
(老朽化している道路施設や除草、街路樹など、維持管理予算だけでは賄えない)
 - ※社会情勢の変化により、直営による機動力を一定確保する必要性が高まる。
(管理区域ごとの特性(山間部・都市部など)に対応する業務)

【現業直営(維持業務班)作業一例】

- ・ 歩車道の雑草繁茂(建築限界含む)に係る除草。
- ・ 樹木伐倒、枝木伐採(建築限界=普通道路4.5m 重要物流道路4.8m等)。
- ・ インターロッキングの段差補修。側溝蓋交換・破損部の補修。
- ・ 安全柵の補修。
- ・ 危険箇所の応急的な安全対策(バリケードやポールコーンなどの設置)。
- ・ 規制看板などの設置。
- ・ 民パトが発見した補修箇所のうち、直営対応が可能な業務。

民パトの補完的業務と道路管理者業務

- 夜間巡視(道路照明や反射鏡、区画線など夜間の目線で巡視)
- 工事箇所巡視(非現業同乗)・水防・雪害待機(所属業務)

民パトとの連携

- 気象状況や経過観察案件、住民苦情などを朝のミーティングで共有。
- ※ 現業職員全員・維持係(技術職員最低1名)・民パト乗務員全員(主任技術者最低週1回)
- ※ 現業直営作業についても、全体で共有。
- 巡回中に緊急を要する案件がある場合、民パトから維持係(所属)に連絡。維持係と現業で共有。
- 民パトの補修報告を受け、経過観察もしくは行政引き取りの判断。
- ※ 経過観察となる案件をファイル。朝夕のミーティング時に活用。
- ※ 報告写真もしくは現業職員が現場確認。(道路状況や知識経験を有する現業職員だからこそ判断できる)

現行の福岡県道路維持(現業)補修体制

◆点検班(各事務所1班2名 1事務所のみ2班4名)

○歩道巡視を行いながら、道路施設の点検作業と簡易な補修作業。

◆維持業務班(各事務所1班3名 3事務所は1名措置で4名)

○維持補修に係る直營業務。小規模設計業務。

災害時の初動対応

○ 近年の線状降水帯発生に伴う、局所的な豪雨災害が論点。県下15県土(11本所・4支所)のうち、対応できる事務所が応援。

○ 道路の安全確保(迂回路)の看板設置やバリケード、土のう設置など、初動に必要な作業が中心。

○ 体制整備は本庁と所属長で調整。応援事務所の移動や業務対応に係っては、依頼事務所の現業職員と密に連携。

○ 具体の運用を試行と位置づけ、その後検証し実効性のある体制構築。

(別紙:災害時の応援体制フロー図)

今後の課題

○ 福岡県については、道路管理を含めて存置する現業職種について、業務の見直しに係る労使協議をすすめている。現場を知る現業職員の目線で「真に現業職員が担うべき業務・業務範囲」の精査。

○ 現社会情勢や実効性を踏まえた、福岡県巡視要綱の見直し。点検対象物の整理。

○ 今年度より民間パトロールの長期契約に移行開始。移行期間の総括。

○ 真に現業職員が担うべき業務・業務範囲が確定すれば、現業の技術継承が必要な業務として労使確認。

・労働力人口は減少を続ける。人とDXによる道路管理(DXは人が使う。人は必ず必要。)

・民間委託など、直営から切り離れた道路管理について、安定的・適切な道路管理の観点での検討・検証。

・民間委託業者や会計年度任用職員との守備範囲。判断は行政にしかできない。

・山間部・平地部・都市部・離島など、行政に求められる管理水準は一律ではない。地域の実情に沿う、維持管理体制、公共サービスの提供。

・道路法第42条に基づき、自治体の責任で道路の安全・安心を提供する。

・道路は地域・生活に直結する。今後も社会情勢の変化を捉えた道路管理のあり方が問われる。道路管理者の責務が果たせる道路維持(現業)補修体制確立において取り組む。

朝ミーティング



夕ミーティング



道路巡視報告・調査書

様式-2

○ 完了 ○ 未済

維持報告

福岡県那珂県土整備事務所

| | | | | | |
|------------|---------------|----------|-------|----|----|
| 2024年3月28日 | 時受 | 記録者名 | アメニ担当 | 係長 | 課長 |
| | | 点検巡視班 | | | |
| 氏名 | | | | | |
| 相談者住所 | | | | | |
| 電話 | | | | | |
| 路線名 | 県580 | 那珂川・大野城線 | | | |
| 場所 | 春日市 (大土居) 3丁目 | | | | |
| 添付書類 | ゼンリン地図 | | | | |

相談内容

側溝かかり・蓋の破損(側溝蓋が落ちそうです)

入庫の多い駐車場の入口で、補修後バリケード設置不可。

アメニティーで無収縮モルタルなどでの場所打ちを検討して下さい。

回答内容



処理事項(写真添付等)



処置年月日

処置従事者名

課

係

氏名

カーブミラー 施設点検台帳

飯塚県土整備事務所

整理番号

| | | | | | | |
|---|-----|-----|---|---|-----|----|
| — | 439 | 205 | A | R | 004 | 00 |
|---|-----|-----|---|---|-----|----|

路線名

市町村

大字等

才田筑前内野停車場線

飯塚市 内山田

施設種別

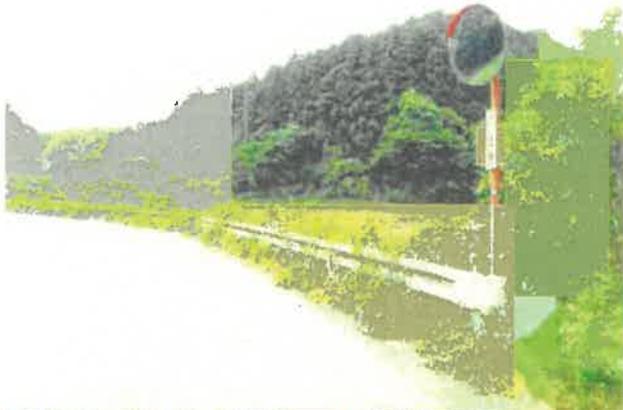
備考(施設詳細等)

| | |
|-------------|--|
| カーブミラー(単柱式) | |
|-------------|--|

2024 年 5 月調査 (※最新の調査分を記載すること)

| | | | | | |
|-------|-----------------------|-------|-----------------------|----|-----------------------|
| ミラー本体 | <input type="radio"/> | 柱・ボルト | <input type="radio"/> | 基礎 | <input type="radio"/> |
|-------|-----------------------|-------|-----------------------|----|-----------------------|

全景写真



裏面等写真



柱等写真



異常箇所等写真

<箇所図>



緯度経度

ゼンリン詳細

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

<チェックリスト>

- ①各項に×が1つでもあれば×
- ②各項に△が1つでもあれば△

ミラー本体

- 鏡面に汚れはないか
- 鏡面にゆがみはないか
- カバーや裏面など破損している箇所はないか
- 鏡面に写る範囲は車両から見て適正か
- ボルトやナットの緩み、欠落等ないか

| |
|---|
| ○ |
| ○ |
| ○ |
| ○ |
| ○ |

柱・ボルト

- 腐食、塗装の剥離がないか
- 損傷、曲がりはないか
- ボルトの欠落、緩みはないか
- 傾きはないか
- 手で揺らしたり、叩いてみて異常は発生しないか

| |
|---|
| ○ |
| ○ |
| ○ |
| ○ |
| ○ |

基礎

- 基礎と柱の付け根部に腐食や劣化がないか
- ボルトやナットの緩み、欠落等ないか
- 基礎に大きなひび割れや破損はないか
- 柱の根元に水たまりの痕跡などないか
- 手で揺らしたり、叩いてみて異常は発生しないか

| |
|---|
| ○ |
| ○ |
| ○ |
| ○ |
| ○ |

【コメント】

「大規模災害時における道路維持補修体制 (道路技術員の応援) の取扱いについて (案)」

1. 目的

大規模災害が発生し、被災事務所単独では対応が困難な場合に、他事務所への応援（道路技術員・資材）を円滑に行い、早期の道路復旧等を図ることを目的とする。

2. 応援要請（道路技術員）の手順

①被災事務所→道路維持課へ応援依頼要請

被災所属長は、被災事務所単独では対応が困難と判断した場合には、県土整備部道路維持課長に応援（第1段階又は第2段階）を要請する。

②道路維持課→応援事務所へ応援調整の依頼

道路維持課長は、被害の状況や所属間のバランス等を考慮の上、応援所属長に対応（道路技術員・資材）の応援を依頼する。

③応援事務所→道路維持課へ応援対応の可否連絡

応援所属長は、所属の執行体制を踏まえ、対応職員の決定及び可否の確認を行い、道路維持課長に連絡を行う。

④道路維持課→被災事務所へ応援対応の可否連絡

道路維持課長は、被災所属長へ応援所属の対応可否を連絡する。

⑤被災所属長→応援所属長へ応援要請の文書の提出

⑥応援事務所→被災事務所へ応援職員は速やかに対応

3. 応援従事業務及び期間

被災所属長が要請する従事業務及び期間とする。

ただし、双方の合意があればこの限りではないものとする。

※参考資料（想定）

応援従事業務及び期間

①業務内容

原則、応援職員は1事務所2名とし、応援作業車での作業とする。作業内容は、被災事務所の道路課職員（道路技術員総括）が指揮を行い、被災事務所の道路技術員と協力して道路復旧作業を行うものとする。

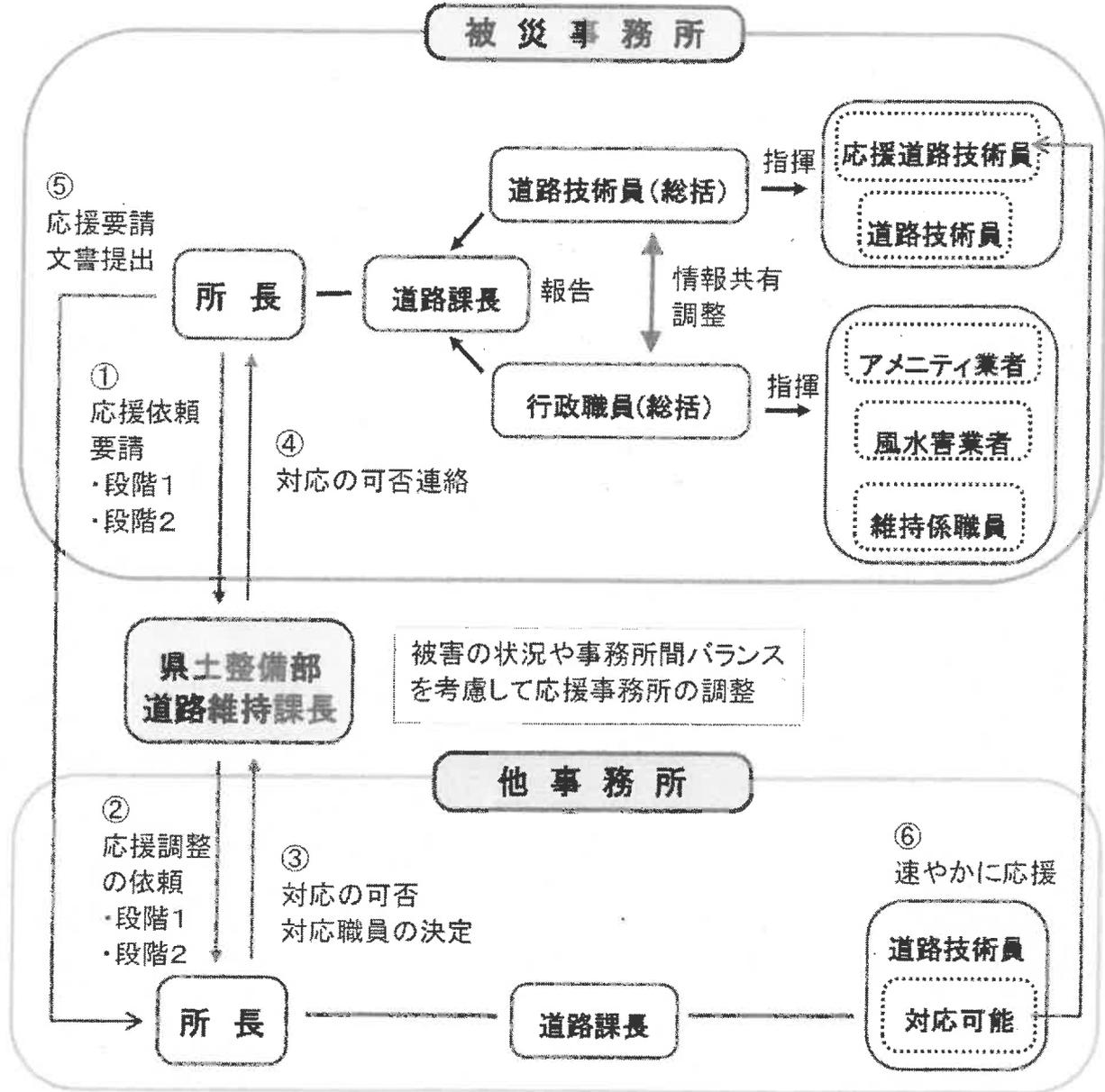
【作業内容】：簡易作業

- ・看板、安全施設の設置
- ・バリケードの設置
- ・土のう設置 等

②応援期間

期間は、原則1事務所2週間以内とし、応援所属の作業車による補修作業の関係上、2日連続の応援は実施しないものとする。（1事務所の応援は、1週間で2～3回）

大規模災害時の維持補修体制(道路技術員の応援)スキーム図(案)



応援要請段階表

| 要請レベル | 応援内容 (資材又は人員) | 作業内容(概要) | 具体的な作業例 |
|---------------------------|---------------------|--|--|
| 第1段階 (H24北部九州 豪雨相当) | 資材 | 応援事務所の作業車で、被災事務所より要請のあった資材等の搬入等 | 【簡易資材】 ①看板、安全施設 ②バリケード ③土のう袋 等 |
| 第2段階 (H29北部九州 豪雨相当) | 人員 (道路技術員) 資材 | (想定案) 2名1班として、応援事務所の作業車で被災事務所管内の復旧作業を実施。 (原則、2日連続の応援作業は行わない) | 【簡易作業】 ①看板、安全施設の設置 ②バリケードの設置 ③土のう設置 等 |

職種別ウェブ学習会（道路維持） アンケート

【現業評議会】職種別ウェブ学習会（道路維持）へのご参加ありがとうございます。
ました。

今後の参考とするため、参加者のみなさまからのアンケートのご協力をお願いいたします。QRコードよりアクセスし、ご回答ください。（所要3分）

【URL】

<https://forms.gle/R7bYLzzGtGxVqgF49>



携帯電話のカメラにQRコード読み取り機能がない場合は、左図の通りLINEホーム画面のQR読み取りからもアクセスできます。双方とも不可である場合は事務局へご相談ください。